### 承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成30年米原市条例第33号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成30年6月4日提出

米原市長 平尾道雄

## 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)等が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に米原市都市計画税条例(平成17年米原市条例第49号)を改正する必要が生じ、平成30年3月31日に米原市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

# 専決処分書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専 決処分する。

米原市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

平成30年3月31日

米原市長 平尾道雄

### 米原市都市計画税条例の一部を改正する条例

米原市都市計画税条例(平成 17 年米原市条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

付則第 14 項中「第 17 項」の次に「、第 18 項、第 20 項」を加え、同項を付則第 15 項とする。

付則第13項中「付則第5項および第7項」を「付則第6項および第8項」に、「付則第5項 および第8項」を「付則第6項および第9項」に、「付則第6項、第8項および第9項」を「付 則第7項、第9項および第10項」に、「付則第8項から第10項まで」を「付則第9項から第11 項まで」に、「付則第10項」を「付則第11項」に、「付則第11項」を「付則第12項」に改め、 同項を付則第14項とする。

付則第 12 項中「付則第 10 項」を「付則第 11 項」に改め、同項を付則第 13 項とする。 付則第 11 項を付則第 12 項とする。

付則第 10 項(見出しを含む。) 中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から 平成 32 年度まで」に改め、同項を付則第 11 項とする。

付則第9項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」 に、「付則第5項」を「付則第6項」に改め、同項を付則第10項とする。

付則第8項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」 に、「付則第5項」を「付則第6項」に改め、同項を付則第9項とする。

付則第7項中「付則第5項」を「付則第6項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を付則第8項とする。

付則第6項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」 に、「にあっては」を「には」に改め、同項を付則第7項とする。

付則第5項の前の見出しおよび同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を付則第6項とする。

付則第4項の次に次の1項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けよ うとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号(行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定 する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この 号において同じ。)または法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号 において同じ。)(個人番号または法人番号を有しない者にあっては、住所および氏名また は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場または同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の米原市都市計画税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の都 市計画税について適用し、平成 29 年度までの都市計画税については、なお従前の例による。

# 米原市都市計画税条例新旧対照表(改正理由)

	本原用都用計画 <b>使</b> 采例利用对照表(以正连由)	
改正後	現。行	改正理由
付 則	付 則	
(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減		
額の規定の適用を受けようとする者がすべき申		
<u>告)</u>		
5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演		・改修実演芸術公演施設に対する都市計画
施設について、同項の規定の適用を受けようとす		税の減額の規定の適用を受けようとする者
る者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が		がすべき申告についての規定の追加
完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記		
載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑		
化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土		
交通省令第110号)第10条第2項に規定する通		
知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性		
化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条		
第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施		
設である旨を証する書類を添付して市長に提出し		
<u>なければならない。</u>		
(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および		
個人番号(行政手続における特定の個人を識別		
するための番号の利用等に関する法律(平成 25		
年法律第27号)第2条第5項に規定する個人		
番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規		
定する個人番号に限る。以下この号において同		
じ。)または法人番号(同条第15項に規定する		
法人番号をいう。以下この号において同じ。)		

(個人番号または法人番号を有しない者にあっては、住所および氏名または名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および 床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化 の促進に関する法律施行令(平成18年政令第 379号)第5条第3号に規定する劇場もしくは 演芸場または同条第4号に規定する集会場もし くは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、 3月以内に提出することができなかった理由 (宅地等に対して課する平成30年度から平成32 年度までの各年度分の都市計画税の特例)
- 6 宅地等に係る平成30年度から平成32年度まで の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係 る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当 該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画 税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅 地等が当該年度分の都市計画税について法第702 条の3の規定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。 以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算し た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につ

(宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29</u>年度までの各年度分の都市計画税の特例)

5 宅地等に係る平成27年度から平成29年度まで の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係 る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当 該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画 税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅 地等が当該年度分の都市計画税について法第702 条の3の規定の適用を受ける宅地等であるとき は、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。 以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算し た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい

- ・条例付則第5項の追加に伴う項の繰下げ
- ・平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を講ずるための改正

いて法第349条の3 (第19項を除く。) または法 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき 額とした場合における都市計画税額(以下「宅地 等調整都市計画税額」という。) を超える場合に は、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等 調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税 額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画 税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じ て得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3(第19項を除く。)ま たは法附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商 業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき額とした場合における都市計画税額を 超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該 都市計画税額とする。
- 8 付則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅 地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計 画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗

- て法第349条の3 (第19項を除く。) または法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を受 ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額と した場合における都市計画税額(以下「宅地等調 整都市計画税額」という。) を超える場合には、当 該宅地等調整都市計画税額とする。
- 6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等 調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税 額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画 税の課税標準となるべき価格に 10 分の 6 を乗じ て得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産 税について法第 349 条の 3 (第 19 項を除く。)ま たは法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の 適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商 業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき額とした場合における都市計画税額を 超える場合にあっては、前項の規定にかかわら ず、当該都市計画税額とする。
- 7 付則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅 地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計 画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗

- ・条例付則第5項の追加に伴う項の繰下げ
- ・平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を講ずるための改正

- 文言整理
- ・条例付則第5項の追加に伴う項の繰下げ
- ・平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を講ずるための改正

じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担 水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年 度から平成32年度までの各年度分の都市計画税 の額は、付則第6項の規定にかかわらず、当該商 業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分 の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)または法附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける商業地等であると きは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度 分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額(以下「商業地等据置都 市計画税額」という。)とする。
- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担 水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から 平成 32 年度までの各年度分の都市計画税の額 は、付則第 6 項の規定にかかわらず、当該商業地

- じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、付則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担 水準が 0.6以上 0.7以下のものに係る平成 27 年 度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税 の額は、付則第 5 項の規定にかかわらず、当該商 業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分 の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該 年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 19 項を除く。) または法附則第 15 条から第 15 条 の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であると きは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度 分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場 合における都市計画税額(以下「商業地等据置都 市計画税額」という。) とする。
- 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担 水準が 0.7を超えるものに係る<u>平成 27 年度から</u> 平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の額 は、付則第 5 項の規定にかかわらず、当該商業地

- 文言整理
- ・条例付則第5項の追加に伴う項の繰下げ
- ・平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を講ずるための改正

- ・条例付則第5項の追加に伴う項の繰下げ
- ・平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の負担

等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)

11 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整

等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)

10 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整

についての調整措置を講ずるための改正

- ・条例付則第5項の追加に伴う項の繰下げ
- ・平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を講ずるための改正

都市計画税額とする。

表 略

### 12 略

- 13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する付則第11項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税」とする。
- 14 付則第6項および第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第6項および第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第7項、第9項および第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第12項および前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。
- 15 法附則第15条第1項、第13項、第17項<u>、第</u>18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項もしくは第45項、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画

都市計画税額とする。

#### 表略

#### 11 略

- 12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する付則第10項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税」とする。
- 13 付則第5項および第7項の「宅地等」とは法附 則第17条第2号に、付則第5項および第8項の 「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附 則第25条第6項において読み替えて準用される 法附則第18条第6項に、付則第6項、第8項お よび第9項の「商業地等」とは法附則第17条第 4号に、付則第8項から第10項までの「負担水 準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第10項 の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第 10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」と は法附則第26条第2項において読み替えて準用 される法附則第18条第6項に、付則第11項およ び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条 の2第1項に規定するところによる。
- 14 法附則第15条第1項、第13項、第17項から 第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35 項、第39項、第42項、第44項もしくは第45 項、第15条の2第2項または第15条の3の規定 の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2

- ・条例付則第5項の追加に伴う項の繰下げ
- ・条例付則第5項の追加に伴う項の繰下げ

・条例付則第5項の追加に伴う項の繰下げ

- ・条例付則第5項の追加に伴う項の繰下げ
- ・法律改正にあわせて、引用条項から法附 則第15条第19項を削る改正

税に限り、	第2条第2項中「または第34項」と
あるのは	「もしくは第 34 項または法附則第 15 条
	条の3まで」とする。

条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。